

はじめに

今般之約定相定候上ハ兩國ノ者堅ク相守可申

これは黒船に乗って浦賀にやって来たペリー提督が、幕府全権の林大学頭と結んだ「日米和親条約」の一節です。これは1854年ですから、今から150年ほど前のことです。これを読むと、わずか150年ほどの間に、いかに日本語が変わったか驚くほどです。今の私たちには、意味はおぼろげに分かるとしても、これを音読することは困難です。

ところが、この条約の英文を見てみると、今の英語とそんなに変わりません。私たちが高校で学ぶ構文や単語の知識で簡単に読むことができます。次が、上の一節に対する英文です（この英文の解釈は p.22 にあります）。

The present convention, having been concluded and duly signed, shall be obligatory and faithfully observed by the United States of America and Japan, and by the citizens and subjects of each respective power;
(今回の協定は、締結され正式に調印された後は、拘束力を持ち、アメリカ合衆国と日本国および両国の国民によって、誠実に遵守されるものとする)

これを読み比べるともう一つ気が付くのは、英語の方が言葉をたくさん使って、誤解が生じないようにしていることです。

これについては、昔の人も気がついていたようです。日清戦争の下関講和会議は通訳を介して英語で行われたのですが、いよいよ談判が成立して、明日調印となったとき、日本国全権の伊藤博文は清国全権の李鴻章に対して次のように述べています。

We need not sign the English text. It will suffice to sign the Chinese and Japanese versions. The English version is clearly expressed and will simply serve to elucidate the original texts in case of future dispute over them.

このたびは英文に調印する必要なく、日本語と清文のみにて事足るなれども、英

文は句意分明なれば、萬一誤解を生じせしとき、原文の趣意明らかに役に立つべし。

伊藤博文は、談判の最中にも、清国から文書を受け取る時は、必ず英文を添付することを要求し、英文と清文を繰り返し見比べて、誤解が生じないように細心の注意を払っていました。

私が日本の近代史を公文書の英文 version でたどってみようと思ったのは、一つにはどんな英文なんだろうという興味もありましたが、もう一つは英文の方がはっきり内容がわかるからです。

戦前の兵士が私刑の恐怖に怯えながら暗誦させられた軍人勅諭も、英文で読んでみると、おどろおどろしい語感がなくなって、すんなり内容が頭に入ってきます。これは史実に反している、と思うところもあれば、処世訓として、今でも役に立ちそうなことも書いてあったりして、なかなか面白いのです。

公文書だけでは歴史における位置づけがはっきりしないので、その文書が作られた背景を私なりに解説してみました。収録したのは、日本の鎖国を解いた「日米和親条約」、天皇制国家観を庶民に浸透させる役割を担った「軍人勅諭」、50年に及ぶ戦争の時代のさきがけとなった「下関条約」、日本が英米と決定的に袂を分かち意思を表明した「日独伊三国条約」、日本を対米開戦に踏み切らせた「ハル・ノート」、戦後の日本の枠組みを示したといえる「ポツダム宣言」、民主主義国家として再スタートを切ることを内外に宣言した「日本国憲法」の7文書です。

本書で英語の勉強をされる方の便宜も考えて、受験参考書と同レベルの詳細な英文解説と語注をつけました。何でも、楽しみながら勉強するのが一番ですから、歴史がお好きな方には、こういう英語の勉強もあっていいと思います。

これまで英語の参考書ばかり書いてきた私には、本書の執筆は楽しい反面、戸惑うことも多く、東京書籍編集部の岡本知之氏には大変お世話になりました。同氏の的確なアドバイスがなければ、形にならなかったと思います。末筆ですが、お礼を申し上げます。

はじめに…………… 2
本書の使い方…………… 6

| | |
|-------|-----------------------|
| 1853年 | 米使ペリー、浦賀に来航 |
| 1854年 | 日米和親条約 …………… 7 |
| 1858年 | 日米修好通商条約調印 |
| 1867年 | 大政奉還。王政復古の大号令 |
| 1868年 | 明治改元 |
| 1877年 | 西南戦争 |
| 1878年 | 竹橋騒動 |
| 1882年 | 軍人勅諭 …………… 39 |
| 1889年 | 大日本帝国憲法発布 |
| 1890年 | 第一回衆議院議員総選挙 |
| 1894年 | 日清戦争 |
| 1895年 | 下関条約 …………… 73 |
| 1902年 | 第一次日英同盟協約調印 |
| 1904年 | 日露戦争 |
| 1905年 | ポーツマス条約調印 |
| 1910年 | 日韓併合 |

| | |
|-------|--------------------------|
| 1922年 | ワシントン海軍軍縮条約調印 |
| 1930年 | ロンドン海軍軍縮条約調印 |
| 1931年 | 柳条湖事件【満州事変始まる】 |
| 1933年 | 国際連盟脱退 |
| 1937年 | 盧溝橋事件【日中戦争始まる】 |
| 1939年 | ノモンハン事件 |
| 1940年 | 日独伊三国条約 …………… 105 |
| 1941年 | 日ソ中立条約調印 |
| 1941年 | ハル・ノート …………… 135 |
| 1941年 | 対米英宣戦布告【太平洋戦争始まる】 |
| 1942年 | ミッドウェー海戦敗北 |
| 1944年 | サイパン島の日本軍全滅 |
| 1945年 | 広島、長崎に原爆投下。ソ連、対日宣戦布告 |
| 1945年 | ポツダム宣言 …………… 175 |
| 1946年 | 天皇、人間宣言。極東国際軍事裁判開始 |
| 1946年 | 日本国憲法 …………… 207 |

危うい中でも平和を破らず
— 150年に及ぶ日米友好の原点

1

日米和親条約

Treaty of Peace and Amity between the United States of America and the Empire of Japan

文書の概略

日米和親条約は、1854年3月31日（嘉永7年・安政元年3月3日）にアメリカ特使ペリーと日本側全権 はやしだいがくのかみふくさ 林 大学 頭 復 斉 他 5 人 と の 間 で 調 印 さ れ た 条 約 だ す 。 正 式 名 称 を 「 日 本 国 米 利 堅 合 衆 国 和 親 条 約 （ Treaty of Peace and Amity between the United States of America and the Empire of Japan ） 」 と い い 、 調 印 場 所 が 神 奈 川 （ 今 の 横 浜 ） だ っ た の で 「 神 奈 川 条 約 （ The Treaty of Kanagawa ） 」 と も 呼 ば れ て い ま す 。

ペリーは1853年7月8日、4隻の軍艦を率いて浦賀沖に来航し、アメリカ大統領フィルモアの親書を幕府に受け取らせることに成功します。幕府は祖法をたてに長崎に回るように主張したのですが、合計十数門の大砲を備えた巨大な蒸気艦に威圧され、波々国書受け取りに同意したのです。国書の内容は日本に開国を迫るものでした。ペリーは来年この返事を貰いに来ると言って、一旦退去します。

ペリーは翌年2月13日、今度は7隻の大艦隊で再び浦賀に姿を現します。幕府側は学問を統括する林家の当主、林大学頭復斉を主席全権とする5人の全権団を応接掛に任命し、交渉にあたりました。1カ月半に及ぶ交渉の後、締結されたのが日米和親条約です。

主な内容は次の5点です。



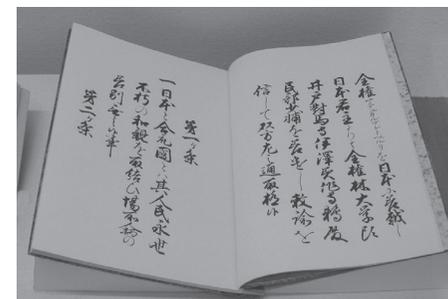
●ペリー提督肖像画

1. 下田と函館の両港を開き、アメリカ船に対し、薪水、食料、石炭、欠乏品を供給する。
2. 合衆国の漂流民は救助して、下田か函館で保護する。その間、漂流民は下田港内の小島の回り7里以内は自由に行動できる。
3. 合衆国の船が必要品を求めるときは、その地の役人を通すものとし、私的な取引は行わない。
4. 本条約に規定していないことを他国に許したときは、協議不要で、自動的にアメリカにもそれが許されるものとする。（片務的最恵国条項）
5. 両国政府が必要と考えるときは、本条約の調印日から18カ月が満了した後はいつでも、合衆国は下田に駐在する領事を任命できる。

ペリーは、この他に通商の開始も強く要求しました。しかし、前年の大統領国書は捕鯨船などの難船によって生じた漂流民の保護という観点からの開国要請だったため、林復斉がこの点について「日本が仁政をもって対処すると表明した以上、それで充分ではないか。日本は自給自足の国なので通商は必要ない」とつっぱねた結果、ペリーもそれを受け入れました。その後、6月17日に13条からなる条約附録が交換され、細則が決められました。

日米和親条約は、従来長崎の地において中国とオランダにのみ認められていた外国との交渉を、長崎以外の地においてアメリカに認めたもので、これによって日本は200年以上続いてきた鎖国政策を捨て、世界との交流に乗り出していくことになります。

日米和親条約に続いて、ほぼ同内容の日露和親条約（1855年）、日蘭和親条約（1856年）が締結されました。その後、日米和親条約は、1858年に調印された日米修好通商条約に吸収されました。日米修好通商条約は片務的最恵国待遇、領事裁判権、関税協定制などを内容に含む不平等条約で、その後、条約改正は長く日本外交の悲願となりました。



●日米和親条約批准書（“Ratification_of_the_Japan_USA_Treaty_of_Peace_and_Amity_21_February_1855.”
© World Imaging (Licensed under CC BY-SA 3.0)
<https://creativecommons.org/licenses/by-sa/3.0/>

Treaty of Peace and Amity between the United States of America and the Empire of Japan

Signed at Kanagawa, March 31st, 1854 (3rd day of 3rd Month, 7th year of Kayei).

Ratifications exchanged at Simoda, February 21st, 1855

(5th day of 1st month, 2nd year of Ansei).— ㊦文法的解説 1

The United States of America and the Empire of Japan, desiring to establish firm, lasting, and sincere friendship between the two nations, have resolved to fix, in a manner clear and positive, by means of a treaty or general convention of peace and amity, the rules which shall in future be mutually observed in the intercourse of their respective countries; for which most desirable object the President of the United States has conferred full powers on his commissioner, Matthew Calbraith Perry, special ambassador of the United States to Japan, and the August Sovereign of Japan has given similar full powers to his commissioners, Hayashi Dai-gaku-no-kami, Ido, prince of Tsussima, Izawa, prince of Mimasaka, and Udono, member of the Board of Revenue. And the said commissioners, after having exchanged their said full powers and duly considered the premises, have agreed to the following Articles:— ㊦文法的解説 2

ARTICLE I.

There shall be a perfect, permanent and universal peace, and a sincere and cordial amity between the United States of America on the one part, and the empire of Japan on the other part, and between their people respectively, without exception of persons or places.— ㊦文法的解説 3

日本國米利堅合衆國和親條約

安政元年（嘉永七年）甲寅三月三日（西曆千八百五十四年三月三十一日）於神奈川調印 安政二年乙卯正月五日（西曆千八百五十五年二月二十一日）於下田批准書交換

(1854年3月30日（安政元年・嘉永7年3月3日）神奈川において調印。 1855年2月21日（安政2年1月5日）下田において批准書交換)

亞墨利加合衆國と帝國日本兩國の人民、誠實不朽の和睦を取結び、兩國人民の交親を旨とし、向後可守箇條相立候ため、合衆國より全權マッセウ、カルブレズ、ペルリ（人名）を日本に差越し、日本君主よりは全權林大學頭、井戸對馬守、伊澤美作守、鵜殿民部少輔を差遣し、勅諭を信じて、雙方左の通取極候。

（アメリカ合衆国と日本帝国は、両国間の堅い永続的かつ誠実な友好関係を確立することを望み、明確で疑問のない形で、条約すなわち平和と友好の一般協約という手段によって、将来両国がそれぞれ相手国と交流する際に互いに守るべき規則を定立することを決意した。この最も望ましい目的のために、合衆国大統領は担当責任者たる対日特命大使マシュー・カルブレイス・ペリーに全権を与え、尊厳ある日本君主は担当責任者たる林大學頭、井戸對馬守、伊澤美作守、鵜殿歳入委員会委員に同様の全権を与えた。上記担当責任者は、上記全権状を交換し、その頭書を充分に斟酌した上で、以下の条項に合意した）

第一條

日本と合衆國とは、其人民永世不朽の和親を取結び、場所、人柄の差別無之事

（一方はアメリカ合衆国、他方は日本帝国、この両国間、そして、両国民の間には、人物や場所による例外なしに、完全で永続的で普遍的な平和と、誠実で心からの友好関係をあらしめるものとする）

英語の文法的解説

1. Signed は過去分詞形で「調印された」という受身の意味を表しています。3rd day of 3rd Month は旧暦です。Ratifications exchanged は Ratifications were exchanged から were が省略された形で、exchanged は過去分詞形です。

【語注】ratification : 批准

2. desiring は付帯状況を表す分詞構文です。clear は「明確な」、positive は「疑いのない」という意味です。a treaty or general convention の or は「言い換えの or」で、treaty と general convention は同じものを指しています。the rules は fix の目的語です。which … countries は形容詞節で、the rules を修飾しています。

for which の which は関係形容詞です。ある英文中の所有格を whose (= 関係詞代名詞の所有格) に変えると、それによって、その文は名詞を説明する関係詞節に変わります。それと同様に、ある英文中の定冠詞 the または指示形容詞 that を which に変えると、それによって、その文は名詞を説明する関係詞節に変わります。たとえば、In the city he has lived ever since. (彼はそれ以来その都市で暮らしている) という文の the を which に変えて in which city he has lived ever since にすると、全体は「ある都市」を説明する関係詞節に変わります。「ある都市」を東京にすると、次のような文を作れます。

In 1998 he came to Tokyo, in which city he has lived ever since.

(彼は1998年に東京に来て、それ以来都内で暮らしている)

このような機能を果たす which は関係形容詞と呼ばれています。関係形容詞の which が導く関係詞節は、かならず主節との間にコンマを置きます。つまり、関係形容詞の which はかならず非制限用法 (= 説明を付け加える用法) で用いられるのです。

それから、関係形容詞の which は先行詞 (= 説明される言葉) が名詞とは

限らず、文 (= 主節) の全部または一部になることもよくあります。次の文は主節の全体が先行詞になっています。

He called her by the wrong name, for which mistake he apologized immediately.

(彼は彼女を間違った名前で呼んだが、すぐにその過ちを詫びた)

さて、本文の which はこの用法です。for which most desirable object は for the most desirable object (その最も望ましい目的のために) の the を関係形容詞の which に変えたものです。これによって、for … Revenue の全体が関係詞節になっているのです。先行詞は主節の一部 (= to fix … countries) です。つまり、which most desirable object (その最も望ましい目的) は「…な規則を定立すること」を指しているのです。confer A on B は「A を B に授与する」という意味です。commissioner と Perry と ambassador は同一人物を指していて、文法上同格の関係です。ambassador は ambassador と同じ意味 (= 大使) です。having exchanged は完了動名詞です。and は exchanged と considered をつないでいます。したがって、having duly considered という完了動名詞になります。the premises は considered の目的語です。

【語注】firm : 堅い treaty : 条約 convention : 協約 amity : 友好 mutually : お互いに observe : 守る intercourse : 交流 respective : 各々の desirable : 望ましい object : 目的 confer : 授与する commissioner : 弁務官 ambassador : 大使 august : 尊厳な sovereign : 主権者 similar : 同様の board : 委員会 revenue : 歳入 said : 上記の premise : (証書の) 頭書 following : 以下の article : 条項

3. 【語注】permanent : 永続的な universal : 普遍的な cordial : 心からの respectively : それぞれ exception : 例外

4. where … them は関係詞節で、先行詞は ports for the reception of American ships です。their necessities may require は関係代名詞が省略された形容詞節で other articles を修飾しています。直訳すると「それらの船の様々な必要が要求するかもしれない他の品々」となります。as far as the Japanese have them は「日本人がそれらの物を持っている限り」という意味の副詞節です。named は過去分詞形容詞用法で port を修飾しています。

が、access to, as it is distinguished from control of, raw materials という本文なのです。control of の後にコンマがあるのは、access to の後に raw materials が続くことをわかりやすくするためです。eventual は「結果として生じる」という意味の形容詞です。Eventual Japanese participation in world trade relations (結果として生じる、日本の世界貿易関係への参加) は、「access to raw materials (原料の入手) の結果として生じる」という意味です。

【語注】 maintain : 維持する sustain : 支える exaction : 取り立て reparation : 賠償
 rearm : 再武装する distinguish : 区別する participation : 参加

12. as soon as はこれ全体が一つの従属接続詞で、as soon as S+V で「S+V するとすぐに」という意味を表わします。本文は as soon as ... government が副詞節です。has been established の主語は文末の government です。in accordance with ~ は「~に従って、一致して」という意味の副詞句です。

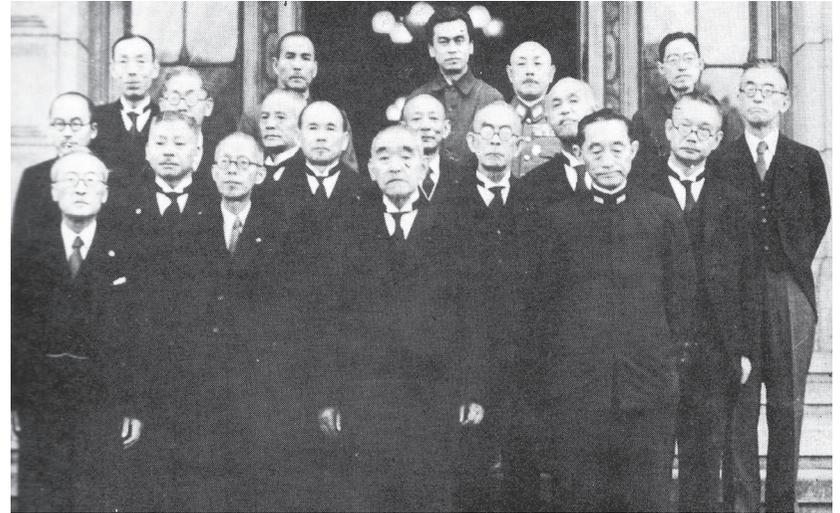
【語注】 withdraw : 撤退する accomplish : 達成する inclined : 傾向がある

13. call upon 人 to - は「人に-することを要求する」という意味です。本文は to - のところに to proclaim と to provide の2つが入り、この2つを and でつないでいます。their good faith の their は the government of Japan を指しています。such action は to proclaim now the unconditional surrender of all Japanese armed forces を指しています。alternative は選択肢という意味の名詞です。本文の The alternative は The other alternative (残されたもう一つの選択肢) という意味です。

【語注】 proclaim : 宣言する unconditional : 無条件の surrender : 降伏 adequate : 十分な
 prompt : 迅速な destruction : 破壊

ヒストリー
 History

公文書の素顔を覗いてみる



●第87議会・鈴木貫太郎内閣の記念撮影。前列正面が鈴木首相、前列右が米内光政海相、3列目左から2番目が東郷茂徳外相、4列目右から2番目が阿南惟幾陸相、最後列中央が迫水久常内閣書記官長。

鈴木大将に大命降下

1945年4月、77歳の鈴木貫太郎予備役海軍大将が、一度は固辞した組閣の大命を拝受したとき、鈴木大将は自分の内閣を終戦内閣とすることに内心深く期するところがありました。鈴木大将は日露戦争の日本海海戦で殊勲を挙げた海軍の長老で、二・二六事件のときは侍従長でしたが、青年将校に襲撃されて銃弾を3発撃ち込まれながら一命を取りとめた経験の持ち主です。古武士然とした風格とともに、海軍軍人らしい合理的な思考を備えた、気骨ある老提督です。鈴木首相は終戦内閣を作るためには、なによりも陸軍を抑える力量を持った陸軍大臣と信念を貫く勇気を持った外務大臣が必要だと考えていました。この両大臣候補として鈴木首相が強く希望したのは阿南惟幾陸軍大将と東郷茂徳元外相です。陸軍側は阿南大将の陸相就任の条件として「戦争完遂」を求め

てきました。東郷元外相は「終戦意図の言明」を入閣の条件にしました。鈴木首相は陸軍の条件をあっさり丸呑みし、東郷元外相には「外交方針はあなたに任せる」と相反する約束をして、両者の入閣を実現させました。太平洋戦争の終結はこの3人を軸にして展開していきます。

対ソ交渉に最後の望みを託す

1945年5月11日、12日、14日の3日にわたり、総理大臣、外務大臣、陸軍大臣、海軍大臣、陸軍参謀総長、海軍軍令部総長の6人からなる最高戦争指導会議が開かれました。この会議において、ソ連に戦争終結の仲介を依頼する方針が決定されます。

ソ連は、日露戦争以来ずっと日本の仮想敵国だったので、この方針は一見奇異の感を抱かしめるものがあります。実際、駐ソ大使を務めソ連通であった東郷外相は、内心、ソ連が仲介に動く可能性はなく、むしろ直接アメリカと和平交渉を行うべきだと考えていました。

東郷外相は鹿児島出身の63歳。31歳のとき5回目の外交官試験でやっと合格したという異色の経歴を持ち、頑固なまでの粘り強さを信条とするベテラン外交官です。欧米局長のときには、日ソ交渉で席を蹴って帰りかけた相手を

「待て！」と日本語で一喝し、交渉の席に戻らせたこともあります。東郷外相は開戦時の東条英機内閣でも外務大臣を務め、戦争回避に全力を傾注しましたが、事破れ、東条首相と対立して大臣を辞任。その後は軽井沢に隠棲して、講和（=交戦国間の合意で戦争を終結すること）の歴史を研究していました。鈴木内閣で再び外相を引き受けたのは戦争の幕引きをする強い決意があったからです。

一方、阿南陸相は、沖縄が戦場と化し、東京が空襲を受けている現状では、戦っている当の相手方であるアメリカと交渉することは敵の軍門



●東郷茂徳外相

に降ることを意味するとして、当時まだ対日戦に参戦していなかったソ連の仲介を主張しました。

阿南陸相は58歳。若い頃から公平無私な人格者として知られた阿南陸相は師団長、軍司令官として野戦の経験も豊富で、中堅将校の信望も厚く、部内を抑えるには適任と思われました。鈴木首相と阿南陸相は侍従長、侍従武官として同時期に宮中で勤務した経験があり、気心の知れた関係です。

この、ソ連に仲介を依頼する方針に基づき、東郷外相の要請を受けた広田弘毅元首相が、6月3日夕方箱根強羅ホテルに滞在していたマリク駐日ソ連大使を、散歩の途中寄ったという体裁で訪れ、翌4日は大使を夕食に招待する形でソ連への働きかけをおこないました。当時は和平を口にするだけで憲兵隊に拘引されるような状況で、広田元首相のような重臣といえども迂闊な行動はとれなかったのです。しかし、マリク大使は曖昧な態度に終始して、結局交渉は不調に終わりました。

その約1カ月後の7月10日、最高戦争指導会議は今度は元首相である近衛文麿公爵をモスクワに特使として派遣することを決定しました。7月13日、本省からの訓令を受けた佐藤尚武駐ソ大使は特使受け入れを申し入れるため、モロトフ外相に面会を申し込みます。ところが、ソ連側は「モロトフ外相はスタ



●ポツダム会談・出席するスターリン

ーリン首相とともにポツダムで行われる米英ソ三国最高会議に出席のため今晚ベルリンに向けて出発するので、とうていお会いするだけの時間はない」と断わってきました。実は、ソ連は初めから講和仲介の意思などさらさなく、わざと回答を遅らせて日本に気を持たせ、日本をポツダム宣言受諾拒否に誘導しようとしていたのです。なぜなら、ソ連は終戦後の領土拡大のために対日参戦のチャンスを狙っており、そのためには日本が早期に終戦に応じてしまっは困るからです。そのようなソ連の意図を知らない日本政府はソ連仲介の望みを捨てず、再交渉の機会を待ちます。そこへ、突如飛び込んできたのが、そのモロトフ外相らが向かった先で発表されたポツダム宣言だったのです。

ポツダム宣言を受信

ポツダム宣言の第一報は、7月27日早朝サンフランシスコからのラジオ放送によって外務省がキャッチしました。東郷外相は一読して「これは平和の手がかりとなる重要な宣言である」という受け止め方をしました。ところが、軍部、特に陸軍は「これは敵の謀略であり、政府は断固として反対する決意を表明すべきである」という見解でした。このような相違が生じた一因は、ポツダム宣言が天皇制について触れていなかったからです。

日本政府は以前から、連合国側、特に中国から降伏後の日本処理案について種々の情報を得ていました。しかし、それらはいずれも天皇制を廃止し、天皇を戦争犯罪人として処罰するという、日本としてはとうてい受け入れがたい内容を含んでいたために、日本政府側で真剣に取り上げることはなかったのです。ところが、ポツダム宣言は天皇制については言及していないため、一刻も早く戦争終結を図るべきだという考えを持っていた外務省は「これで日本も交渉の場につける可能性が出てきた」と評価したのに対して、本土決戦によって敵に一撃を与えた後に停戦交渉すべきだという考えの軍は「天皇制に触れていないのは敵の謀略である」と否定する立場に立ったのです。

ポツダム宣言受諾は無条件降伏ではない？

東郷外相は後に次のように書いています。

「この宣言を通読して、第一に感じたことは、われらの条件左の如しと書いてあるから、無条件降伏を求めたものでないことは明瞭であって、これは、天皇

陛下のご意志が米英にも伝わった結果、その態度を幾分緩和しえたのではないかとの印象を受けた」

たしかにポツダム宣言は第5条で **Following are our terms**（以下に述べるところが我々の条件である）と言っています。しかし、第13条には **the unconditional surrender of all Japanese armed forces**（全日本国軍隊の無条件降伏）という文言があるのです。それなのに、なぜ東郷外相は「無条件降伏を求めたものでないことは明瞭」と書いたのでしょうか。

実は、東郷外相のこの文章は1943年12月に発表された「カイロ宣言」を踏まえているのです。同年11月、ルーズヴェルト米大統領、チャーチル英首相、蒋介石中国国民政府首席はエジプトのカイロで会談し、連合国の対日方針を協議しました。その際に出された発表文がカイロ宣言です。この宣言の末尾に次の一文があるのです。

… the three allies … will continue to persevere in the serious and prolonged operation necessary to procure the unconditional surrender of Japan.

…三連合国は…日本国の無条件降伏を勝ち取るために必要な重大かつ長期に及ぶ活動をたゆまずやり続ける覚悟である。

この **the unconditional surrender of Japan**（日本国の無条件降伏）は「国家の無条件降伏」を意味しています。たとえば、ナチスの崩壊によるドイツの無条件降伏などがこれに当たります。国家の無条件降伏となれば、それまでの統治機構はいったんすべて否定されます。国体（＝天皇制）の維持は当時の日本にとっては絶対に譲れない一線ですから、カイロ宣言は日本にとってはまったく検討にも値しないものだったのです。

ところが、ポツダム宣言で求められているのは **the unconditional surrender of all Japanese armed forces**（軍隊の無条件降伏）であって、国家のそれではありません。日本国政府は否定されるどころか、むしろ軍隊の無条件降伏を保障する措置を講ずる義務を負う存在として連合国の交渉相手と位置づけられています。つまり、東郷外相は「ポツダム宣言は国家の無条件降伏を規定

していない」という意味で「無条件降伏を求めたものでないことは明瞭」と言ったのです。話が先走りますが、このポツダム宣言の規定はそのまま降伏文書にも引き継がれています。つまり、条約上は、日本は「軍隊の無条件降伏」を条件とする有条件降伏をしたのです。

ポツダム宣言は黙殺する！

さて、ここで紹介した東郷外相の言葉は戦後の著書に書かれたものですが、東郷外相はポツダム宣言を受諾した27日午前の最高戦争指導会議においても、午後の閣議においてもこれと同趣旨の説明をしました。ポツダム宣言は受け入れ可能だし、これを受け入れる以外に終戦の手がかりはなく、すみやかに受諾すべきであると説いたのです。

しかし、閣議では、ポツダム宣言にソ連のスターリンの名がないことから「ソ連の仲介で停戦に持ち込めば、ポツダム宣言より有利な条件で講和できるかもしれない」という意見が、他の閣僚から出されました。その結果、政府としては「目下進行中の対ソ交渉に力を注ぎ、ソ連の回答を待ってから宣言の可否を検討することにして、当面は事態の推移を見守る」という方針でいくことになったのです。ポツダム宣言にソ連が加わらなかったのは、たんに日本と交戦状態にないというだけの理由からだったのですが、藁にもすがりたい日本は、これに無用な期待を抱いてしまったのです。

ところで、無条件降伏を求められた軍部は「事態を静観する」程度ではおさまりません。「政府として断固たる反対決意を表明しなければ、前線の士気は維持できない」と言って^{さこみず}迫水久常内閣書記官長を突き上げました。ついには陸軍大臣、参謀総長みずから善処方を申し込んでくる事態となり、押さえきれなくなった迫水書記官長は陸海軍の両軍務局長と協議の上で、28日の定例記者会見の席上、鈴木首相が記者の質問に答える形で「ポツダム宣言は黙殺する」と発言することで軍部との折り合いをつけたのです。

「黙殺」が「拒否」へ

記者会見は予定通りおこなわれ、この首相の発言は「共同声明はカイロ會談の焼直しと思ふ、政府としては重大な価値あるものとは認めず『黙殺』し、断固戦争完遂に邁進するのみである」（毎日新聞、昭和20年〈1945年〉7月30日）と報道されました。迫水書記官長は後に「この黙殺はノーコメントという

程のことであった」と述懐しています。ところが、そのような真意を知らない同盟通信社は、この「黙殺」を「ignore（無視する）」と翻訳して配信したのです。以下に示す配信文はスピードアップと経費節減のために、冠詞、助動詞、接続詞、前置詞などが省略されています。

It was authoritatively learned Japan ignore joint proclamation Churchill Truman Chiang kai-shek calling upon Japanese to announce unconditional surrender. Japan prosecute the war of Greater East Asia to bitter end in accordance with her fixed policy it was authoritatively stated.

信頼すべき筋からの情報によると、日本の無条件降伏表明を求めた、チャーチル、トルーマン、蒋介石の宣言を、日本は無視することになるであろう。日本は、規定方針にしたがって、大東亜戦争を完遂する決意である、と同筋は述べている。

この ignore は、ロイターとAP通信では、さらに強く「reject（拒否）」に変えられて報道されました。AP通信からの配信を受けた7月28日付のThe New York Times は次のように報じています。

Domei, in the first reaction to the blunt proclamation issued by the United States, Great Britain and China, declared in a broadcast from Tokyo it had "authoritatively learned" that Japan would reject the proposal and would "prosecute the war of Greater East Asia to the bitter end."

同盟通信は、米英支三国によって出された率直な宣言に対する最初の反応として、東京からの放送で次のように報じた。『「当局からの情報」によると、日本はこの提案を拒絶し、『大東亜戦争を最後の最後まで遂行する』決意である』

さらに、7月30日付のThe New York Times は次の見出しを一面トップに掲げて、鈴木首相の黙殺発言を再報しました。